

「自立支援教育訓練給付金」のご案内

～母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援します～

■自立支援教育訓練給付金とは・・・

母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を取得するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を給付するものです。

■制度を利用できる方は・・・ 次の全ての条件を満たす方が対象です

- ・市内に住民登録している20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準にある方
- *扶養義務者の所得制限額超過や、遺族、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。
- ・教育訓練を受けることが就職やキャリアアップのために必要であると認められる方
- ・過去に、自立支援教育訓練給付金事業に基づく訓練給付金を受給していない方
- ・埼玉県社会福祉協議会の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」等、学資を内容とする他制度を受けていないこと

■対象となる講座は・・・

雇用保険法による教育訓練給付金の指定教育訓練講座

(例) 医療事務、情報処理技術者資格、簿記検定、介護福祉士、介護職員初任者研修、実務者研修など

*対象講座の一覧は、『厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』をご覧ください。お近くのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。

■支給額は・・・ 算出した額が12,001円以上の場合に支給対象になります。

(1) 受講する講座が雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の指定講座の場合 (上限20万円)

①雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

経費の60%に相当する額

②雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

①に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金 支給・不支給決定通知」が必要となります。

(2) 受講する講座が雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の指定講座の場合

(上限：修業年数×40万円、160万円を超える場合は160万円)

①雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

経費の60%相当額

修業年数の算定にあたり、1年に満たない月数は1年とします(1年6か月→2年)

②雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

①に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※受講修了後1年以内に雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、専門実践教育訓練給付金が70%となるため、支給はありません。1年以内に就職しなかった場合は、雇用保険法による教育訓練給付金の支給額(50%相当)を差し引いた10%相当を支給します。

*経費に含まれるもの

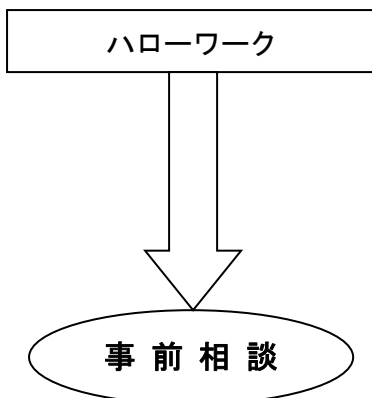
入学料、受講料(受講に際して支払った受講費、授業料、教科書代、教材費)、左記にかかる消費税

*経費に含まれないもの

検定試験の受験料、受講にあたり必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材、施設設備費等

■自立支援教育訓練給付金の手続きについて

【講座受講前：事前相談】



①ハローワークで受講する講座が雇用保険法による教育訓練給付金の対象講座であって、教育訓練給付金の受給資格があるか確認をしていただきます。

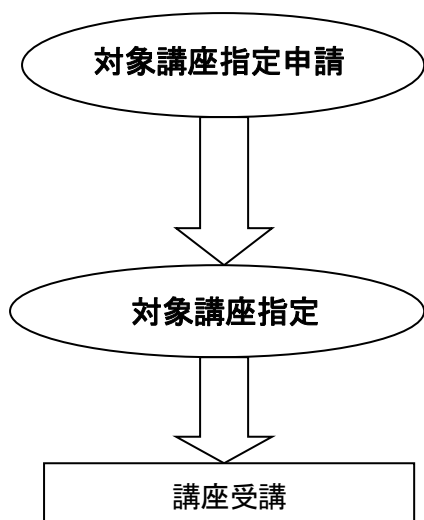
②こども政策課で事前相談をしてください。

事前相談では、対象講座の受講の必要性、受講により効果的に自立が図られるかなどの審査を行います。

【事前相談に必要なもの】

- ・受講料やカリキュラムの記載された書類
- ・教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワーク発行)
(雇用保険加入歴がない方は「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」(ハローワーク発行)を持参してください。)

【講座受講前：講座指定申請】



① **受講開始日の14日前まで**に必要な書類をそろえて、**対象講座指定申請**をしてください。

(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります)

※通信制の場合は、教育訓練施設の教材発送予定日、通学制の場合は、通学初日を受講開始日とします。

② 申請書類を審査し、対象講座指定（却下）通知書を送付します。**指定通知書は大切に保管してください。**

③ 指定を受けた講座を受講してください。

対象講座修了後に給付金の支給申請をしてください。

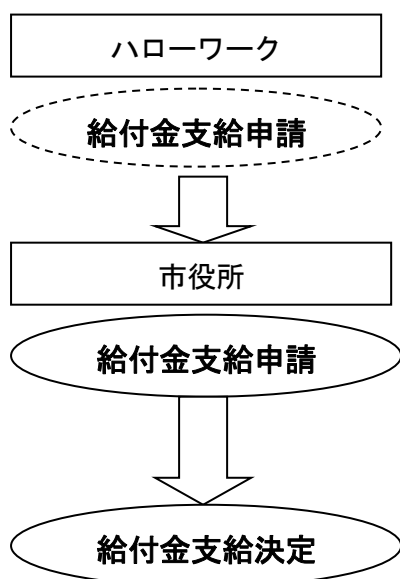
講座指定申請に必要な書類

- ① 支給申請書、同意書・・・所定の様式
- ② 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 申請者及び同居家族の所得証明書
- ⑤ 申請者の児童扶養手当証書の写し
- ⑥ 申請者及び同住所の扶養義務者のマイナンバーの分かるもの
- ⑦ 本人確認できるもの（運転免許証など）
- ⑧ 印鑑

※ 1 ②、③の書類は、児童扶養手当証書の写しを添付することで省略することができます。

※ 2 ③、④の書類は、公簿等により市で確認可能な場合、省略することができます。

【講座修了後：給付金支給申請】



① **対象講座の受講修了後から30日以内**に必要な書類をそろえて、こども政策課に**支給申請**をしてください。

(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります)

*** 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、先に教育訓練給付金の支給申請を行ってください。教育訓練給付金の支給額が確定した日から30日以内**にこども政策に**支給申請**をしてください。

② 申請書類を審査し、給付金支給決定（却下）通知書を送付します。

支給申請に必要な書類

- ①支給申請書、同意書・・・所定の様式
 - ②春日部市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書
 - ③教育訓練講座修了証明書・修了証書
(受講開始日及び受講修了日が分かるもので教育訓練施設の長が発行したもの)
 - ④教育訓練経費の領収書 (教育訓練施設の長が発行したもの)
 - ⑤申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - ⑥世帯全員の住民票
 - ⑦申請者及び同居家族の所得証明書
 - ⑧申請者の児童扶養手当証書の写し
 - ⑨申請者及び同住所の扶養義務者のマイナンバーの分かるもの
 - ⑩本人確認できるもの (運転免許証など)
 - ⑪印鑑
 - ⑫振込先の通帳
 - ⑬雇用保険法による一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金の受給資格がある方
・『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』 (ハローワークが発行したもの)
 - ⑭雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方
・『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』 (ハローワークが発行したもの)
・受講修了日翌日から1年経過以後に発行された『雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書』 (ハローワークが発行したもの)
- ※1 ⑤、⑥の書類は、児童扶養手当証書の写しを添付することで省略することができます。
※2 ⑥、⑦の書類は、公簿等により市で確認可能な場合、省略することができます。

【注意事項】

対象の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出してください。

- ①対象講座指定申請後に講座を中止した場合
- ②母子父子家庭でなくなったとき (例：婚姻、事実上の婚姻)
- ③本人の所得が児童扶養手当の所得制限額を超えたとき

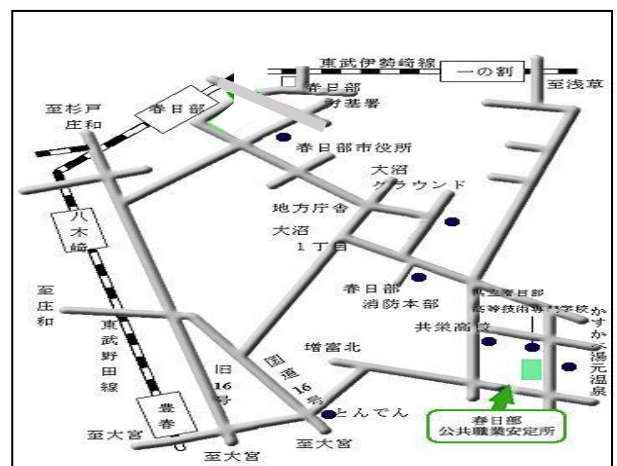
【参考】

春日部公共職業安定所 (ハローワーク春日部)

〒344-0036 春日部市下大増新田 6 1 - 3

TEL 048-736-7611 (音声案内 11#)

管轄区域：春日部市、久喜市、幸手市、
白岡市、杉戸町、宮代町



問い合わせ

春日部市役所 1階 こども政策課 Tel: 048-736-1111 (内線 2576~2580)